

2020年12月21日
交付金等の相当性に関する事項

大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号

日東電工株式会社

代表取締役 高崎秀雄



大阪府大阪市北区西天満四丁目8番17号

日昌株式会社

代表取締役 右近敦嗣



日東電工株式会社（以下「日東電工」という）と日昌株式会社（以下「日昌」という）とは、
2020年12月8日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2021年4月1日を分割効力発生日として、日東電工のトランスポーテーション事業部門における国内販売機能の一部および加工部品関連事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を日昌へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）を行います。

日昌は、日東電工に対して、本事業に関する権利義務を承継する対価として、株式の発行その他金銭等の交付を行いませんが、本件分割においては、日昌は日東電工の完全子会社であるため、相当であると判断しております。

以上

2020年12月21日

新株予約権の定めの相当性に関する事項

大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号

日東電工株式会社

代表取締役 高崎秀雄



大阪府大阪市北区西天満四丁目8番17号

日昌株式会社

代表取締役 右近敦嗣



日東電工株式会社（以下「日東電工」という）と日昌株式会社（以下「日昌」という）とは、2020年12月8日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021年4月1日を分割効力発生日として、日東電工のトランスポーテーション事業部門における国内販売機能の一部および加工部品関連事業に関する権利義務を日昌へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）を行います。

本件分割に際しては、日東電工の新株予約権者に対して、その保有する日東電工の新株予約権に代えて日昌の新株予約権は交付されませんが、日東電工が本件分割後も存続すること、日東電工の新株予約権者の合理的な意思、並びに日東電工及び日昌の資本政策等を総合的に勘案すると、日東電工の新株予約権者には、引き続き日東電工の新株予約権を保有して頂くことが適切であるため、相当と判断しております。

2020年12月21日

債務の履行の見込みに関する事項

大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号

日東電工株式会社

代表取締役 高崎秀雄



大阪府大阪市北区西天満四丁目8番17号

日昌株式会社

代表取締役 右近敦嗣



日東電工株式会社（以下「日東電工」という）と日昌株式会社（以下「日昌」という）が、2020年12月8日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、日東電工の日東電工のトランスポーテーション事業部門における国内販売機能の一部および加工部品関連事業に関する権利義務を日昌へ承継させる（以下「本件分割」という）ことに伴い、日東電工および日昌が負担すべき債務の履行の見込みについて以下のとおり判断致しました。

記

日東電工の2020年3月31日現在の貸借対照表および日昌の2020年3月31日現在の貸借対照表を基礎とした本件分割の効力発生前と効力発生後の資産等の額は以下のとおりとなることが見込まれます。

（単位：百万円）

		資産額	負債額
分割前	日東電工	679,932	215,132
	日昌	23,509	5,609
分割後	日東電工	675,997	215,095
	日昌	27,444	5,645

上記のとおり本件分割後においても、日東电工および日昌のそれぞれの資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれています。また、本件分割の効力発生までの資産および負債の変動、本件分割後の収益見込み及びキャッシュフロー等を勘案しても、日東电工および日昌が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、日東电工の債務および日昌が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以上

2020年12月21日

日東電工株式会社および日昌株式会社の計算書類等・財産状況に関する事項

大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号

日東電工株式会社

代表取締役 高崎秀雄



大阪府大阪市北区西天満四丁目8番17号

日昌株式会社

代表取締役 右近敦嗣



日東電工株式会社（以下「日東電工」という）と日昌株式会社（以下「日昌」という）は、2020年12月8日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、日東電工のトランスポーテーション事業部門における国内販売機能の一部および加工部品関連事業に関する権利義務を日昌へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）を行います。

I 吸収分割承継会社（日昌）についての事項

1. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

日昌の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、次のとおりであります。

(1) 貸借対照表の内容（2020年3月31日現在）

貸借対照表は別紙のとおりであります。

(2) 損益計算書の内容（自2019年4月1日至2020年3月31日）

損益計算書は別紙のとおりであります。

(3) 株主資本等変動計算書の内容（自2019年4月1日至2020年3月31日）

株主資本等変動計算書は別紙のとおりであります。

(4) 個別注記表の内容（自2019年4月1日至2020年3月31日）

個別注記表は別紙のとおりであります。

(5) 事業報告の内容

最終事業年度に係る事業報告書は別紙のとおりであります。

(6) 監査報告の内容

最終事業年度に係る監査報告は別紙のとおりであります。

(7) 会計監査報告

最終事業年度に係る会計監査報告は別紙のとおりであります。

2. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

II 吸収分割会社（日東電工）についての事項

1. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

日東電工の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、次のとおりであ
ります。

(1) 貸借対照表の内容（2020年3月31日現在）

貸借対照表は別紙のとおりであります。

(2) 損益計算書の内容（自2019年4月1日至2020年3月31日）

損益計算書は別紙のとおりであります。

(3) 株主資本等変動計算書の内容（自2019年4月1日至2020年3月31日）

株主資本等変動計算書は別紙のとおりであります。

(4) 個別注記表の内容（自2019年4月1日至2020年3月31日）

個別注記表は別紙のとおりであります。

(5) 事業報告の内容

最終事業年度に係る事業報告書は別紙のとおりであります。

(6) 監査報告の内容

最終事業年度に係る監査報告は別紙のとおりであります。

(7) 会計監査報告

最終事業年度に係る会計監査報告は別紙のとおりであります。

2. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

以上

